

林業の「働き方改革」をいかに進めるか・・・

「働き方改革」とは、働く人が多様で柔軟な働き方を自分で選択できる社会の実現を目指した取り組みです。これに関連した法律がこの4月から順次施行されることになっています。

2019年3月に、林野庁が「林業における『働き方改革』の実現に向けて」と題する手引書を出しました。(以下、手引きの概要)

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/hatarakikata/ringyou.html>

林業は他の産業と比べて労働面で以下のような多くの課題を抱えています(2016年)。

- 1 経営に関する基本的考え方について経営者と従業員間での共有が出来ていない
- 2 私傷年千人率(労働者1,000人当たり1年間に発生する死傷者数)が非常に高い(平均の約10倍)
- 3 農林漁業の有効求人倍率は1.3倍と、人手不足の状態
- 4 平均所得も低く、年齢による所得の伸びも低い
- 5 年間雇用日数200日未満や日給制、出来高制雇用者の割合が高い

これらの課題の中には、解決までに相当の時間を要するもの、自社の努力だけでは対処困難なものもありますが、事業者の中には先進的な取組を行い成果を上げているところもあります。以下いくつかの改善事例を紹介し

- 就業規則をつくって経営の考え方を共有
 - スマホを活用して現場で作業時間等の日報を作成
 - リスクアセスメント等労働災害を低減する取組の徹底
 - 求職者にアピールする求人票の作成
 - スマホへの求人広告、移住セミナー等の活用
 - 勉強会など職員とのコミュニケーションを図るための機会の創出
 - 女性も働きやすいよう作業や配置を決定
 - 従業員の意識改革等につながる能力評価システムの導入
- 等
なお、法定事項等を整理した「セルフチェックシート」を活用して、現時点で何が達成できていないかを確認することが必要です。

労働安全衛生規則の一部改正

伐木作業等の安全対策の規制が改正され、今後順次施行されることになりました。主な改正点は次のとおりです。

- ① チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育の統合、時間数の増
- ② 伐木作業等の危険防止のため以下を規定(主なもの)
 - 胸高直径20cm以上の木には受け口を作ることを義務付け
 - 事業者にかかり木の速やかな処理を義務付け
 - 事業者は伐倒木の樹高の2倍以内に伐倒者以外を入れてはいけない
 - 事業者に対し伐木作業への防護衣の着用を義務付け

なお、詳細は、協会HPのお知らせに掲載しておりますのでご覧ください。

みどりとふれあうフェスティバルについて

みどりとふれあうフェスティバルが5月11日(土)、12日(日)に日比谷公園で開催されます。木のクラフトやツリークライミング体験、ジビエ料理なども味わえますので、是非ご参加ください。<http://midorinokanshasai.com>

事務局からのお知らせ

- 今後の主な予定は以下のとおりです。
- 造林時報第203号は5月末、204号は7月末発行予定
 - 7月17日(水)に理事会、総会を開催予定
 - 森林整備事業研修会を10月9日(水)～11日(金)に開催予定

